

9月11日

## 申7号 「常磐線特急の車掌乗務体制見直しについて」 の申し入れ（基本）を行う！

地本は、7月31日に東地申第2号『「常磐線特急の車掌乗務体制見直しに伴う運用改正について」の解明申し入れ』を提出し、8月24・28日に団体交渉を行いました。

団体交渉にあたっては、提案の席上、及び第1項会社回答のとおり、本部・本社間の「常磐線特急乗務体制の見直しに関する確認メモ」（平成29年9月14日締結）に基づき、結論を得るべく議論していくことを確認しました。しかし、第2項で求めた車内調査の結果・データについて、支社は「個別のデータを示す考えはない」と回答しました。また、第5項では79M・85M・89Mの上野～土浦駅間を二人乗務と判断した根拠についても同様に示されません。車内調査の結果・データについては、車掌乗務体制を見直すための根拠となる重要なものであります。ゆえに、地本が求める調査結果を具体的に示さず、結論の根拠も分からぬまま総合的に判断したと繰り返すばかりでは、支社として合意の形成を目指して誠実に交渉に対応したとは言えず、誠実交渉義務違反であると認識します。基本交渉を行うにあたっては、安全とサービス品質に直結する施策であるからこそ、支社内で出された結論のみを示すのではなく、支社が実施した車内調査の結果と回答の根拠を堂々と示し、労使の議論によって結論を導き出すことを強く要請します。

一方、この間ダイヤ改正での団体交渉においては、新幹線や特急・寝台列車の車掌一人乗務によるサービス品質と異常時対応力の低下等の課題が明確になっています。また、東海道新幹線では平成27年6月30日「のぞみ225号」車内で発生した火災事件に続き、本年6月9日には「のぞみ265号」車内にて殺傷事件が発生し、報道では車掌の対応や乗務体制削減について触れられています。このように世論の注目を集める中で施策を実施することからも、社会からの理解・納得が得られなければなりません。そのためには、具体的な対策のもと、安全輸送を確保し、輸送品質・サービス品質を向上させていかなければならないと考えます。

したがって、以下のとおり申し入れを行いますので、具体的な回答と真摯な議論を要請します。

### 記

1. 本部・本社間の「常磐線特急乗務体制の見直しに関する確認メモ」（平成29年9月14日締結）を遵守し、東京支社が実施した車内調査の内容を明らかにし、議論すること。具体的には、調査期間中79M・85M・89M以外の全車両巡回できなかった列車・日付・未巡回の号車と、その理由を示すこと。
2. 「ときわ」の全列車・全区間を二人乗務とすること。
3. 安全レベルを低下させないために、ドア扱いについては最後部乗務員室で取り扱うことを基本とすること。
4. 車内での防犯・防災対策を充実させること。
5. 適切な車内巡回により適切で公平なサービスを提供し、車内秩序を低下させないこと。
6. 施策実施後、検証を行うこと。また、問題が発生した場合は労使で協議を行い、問題を解消すること。

以上

## 団体交渉は、9月20日（木）13：30より行います！